

令和5年2月22日

第1回廿日市市議会議案  
(第1回定例会)

廿日市市



## 第1回廿日市市議会議案目次

報告第1号	専決処分事項の報告について	1
議案第12号	廿日市市まち・ひと・しごと創生基金の設置、 管理及び処分に関する条例	3
議案第13号	廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置 及び管理条例	7
議案第14号	広島県水道広域連合企業団に参加することに伴 う関係条例の整理に関する条例	19
議案第15号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	25
議案第16号	廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例	29
議案第17号	廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び 処分に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第18号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正す る条例	37
議案第19号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	41
議案第20号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	45
議案第21号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例等の一部を改正す る条例	49
議案第22号	廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例	57
議案第23号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に 関する条例の一部を改正する条例	63
議案第24号	廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条 例	67
議案第25号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例	71

議案第 2 6 号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	…… 7 5
議案第 2 7 号	廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例	…… 9 9
議案第 3 8 号	過疎地域持続的発展計画の変更について	…………… 1 0 3
議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	… 1 0 7
議案第 4 0 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	… 1 1 1
議案第 4 1 号	財産を支払手段として使用することについて	…… 1 1 5
議案第 4 2 号	字の区域の廃止及び町の区域の設定について	…… 1 1 7
議案第 4 3 号	市道路線の認定及び廃止について	…………… 1 2 1
議案第 4 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 1 2 3
議案第 4 5 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	… 1 2 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	… 1 2 7

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 185,504円  
債権者 安芸郡海田町窪町2番14号  
株式会社 ライフアート・ホールディングス  
代表取締役 土井 崇寛
- 2 専決処分年月日 令和4年12月26日

(参考事項)

令和4年10月31日市職員の行為によって発生した交通事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第12号

廿日市市まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分  
に関する条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第13号

廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例

### (設置)

第1条 地域資源を活用した産業の振興及び交流の促進を図り、あわせて市民の生涯学習、地域福祉等の諸活動を通して活力に満ちた農山村地域づくりを推進するため、廿日市市あさはらまちづくり交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 交流センターの位置は、廿日市市浅原2654番地3とする。

### (構成施設)

第3条 交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 中央活性化センター
- (2) 交流会館
- (3) 交流広場
- (4) 交流ホール

### (事業)

第4条 交流センターは、次の事業を行う。

- (1) 農山村の産業振興に関すること。
- (2) 移住及び定住の促進並びに地域内外との交流に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に関すること。
- (4) まちづくり活動の支援に関すること。
- (5) 健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (6) その他交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (使用時間等)

第5条 交流センターの使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は休館日以外の日交流センターの全部若しくは一部を休館し、若しくは休館日に交流センターの全部若しくは一部を開館す

ることができる。

(使用の許可)

第6条 交流センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料等の納付等)

第8条 別表第2に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める基本使用料又は使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 使用料等（シャワーの使用に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、

又は使用の方法を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者による管理等)

第10条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が交流センターの管理を行う場合には、交流センターを利用する者が納付する基本利用料金及び利用料金（以下「利用料金等」という。）は、当該指定管理者の収入とする。

3 第5条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条第1項	使用時間	利用時間
第5条第2項	市長	指定管理者
	使用時間	利用時間
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者
	使用	利用
第8条第1項	使用	利用
	同表に定める基本使用料又は使用料（以下「使用	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長

	料等」という。)	の承認を得て定める利用料金等
第8条第2項	使用料等	利用料金等
	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条第3項及び第4項	市長	指定管理者
	使用料等	利用料金等
第9条第1項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用者	利用者
第9条第2項	使用	利用
	使用者	利用者
別表第1	使用時間	利用時間
別表第2の1の表	基本使用料	基本利用料金
別表第2の1の表の備考1	使用者	利用者
	使用	利用
	基本使用料	基本利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める基本利用料金
別表第2の1の表の備考2	使用許可時間	利用許可時間
	使用時間	利用時間
	使用	利用
	基本使用料	基本利用料金
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として、指定管理者が市長の承認を得

		て定める基本利用料金
別表第2の1の 表の備考3	基本使用料	基本利用料金
別表第2の2の 表	使用料	利用料金
別表第2の2の 表の備考	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る交流センターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、交流センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの設置の目的を達成する

ために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 交流センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金等の徴収に関する業務
- (4) 交流センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による使用の許可及び第12条の規定による指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例及び廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例（平成15年条例第38号）  
(2) 廿日市市浅原交流拠点施設設置及び管理条例（平成30年条例第41号）

別表第1（第5条関係）

区 分	使用時間	休館日
中央活性化センター	9時から21時30分まで	水曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
交流会館	9時から17時まで	水曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日。ただし、水曜

		日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日
交流広場	9時から21時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日
交流ホール	9時から21時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日

別表第2（第8条関係）

1 中央活性化センター

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	1,620円	1,850円	2,080円	3,710円	3,940円	5,800円
農事研修室	370円	420円	480円	850円	910円	1,340円
視聴覚室	460円	530円	590円	1,060円	1,120円	1,650円
教養娯楽室	670円	770円	860円	1,540円	1,640円	2,410円
調理実習室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,510円

備考

- 1 使用者がこの表に掲げる施設等を営利目的で使用する場合における基本使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における基本使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 基本使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てる。

## 2 交流広場等

区 分	単 位	使用料
交流広場（上段）	1 時間までごとに	130 円
交流広場（下段）	1 時間までごとに	370 円
交流ホール	1 時間までごとに	440 円
屋外照明設備	1 時間までごとに	250 円
シャワー	1 人 1 回につき	100 円

備考 使用者がこの表に掲げる施設等（シャワーを除く。）を営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ 2 を乗じて得た額とする。

(提案理由)

地域資源を活用した産業の振興及び交流の促進を図り、あわせて市民の生涯学習、地域福祉等の諸活動を通して活力に満ちた農山村地域づくりを推進することを目的に、廿日市市あさはらまちづくり交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第14号

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本太郎

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴う関係条例の  
整理に関する条例

(廿日市市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 廿日市市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）
- (2) 廿日市市水道事業給水条例（昭和42年条例第12号）
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）
- (4) 廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年条例第35号）

(廿日市市情報公開条例の一部改正)

第2条 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、水道事業の管理者」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律

(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第7条(見出しを含む。)中「企業職員又は」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び」を削る。

第8条(見出しを含む。)中「企業職員又は」を削る。

第15条中「企業職員である職員及び」を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。」を削る。

(廿日市市債権管理条例の一部改正)

第8条 廿日市市債権管理条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を削る。

第4条中「(水道事業の管理者の権限を行う場合を含む。以下同じ。)」を削る。

(廿日市市宮浜温泉水供給条例の一部改正)

第9条 廿日市市宮浜温泉水供給条例(平成17年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「廿日市市水道事業給水条例(昭和42年条例第1

2号)第6条第1項」を「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号)第7条第1項」に改める。

(廿日市市漁港管理条例等の一部改正)

第10条 次に掲げる条例の規定中「市の水道料金」を「広島県水道広域連合企業団が定める廿日市市水道事業の給水区域における水道の使用に係る料金」に改める。

- (1) 廿日市市漁港管理条例(平成17年条例第59号)別表第1船舶給水施設の項
- (2) 廿日市市港湾施設管理条例(平成17年条例第77号)別表船舶役務用施設の部船舶給水施設の項
- (3) 廿日市市小規模下水道条例(昭和52年条例第43号)第20条第3項
- (4) 廿日市市下水道条例(平成4年条例第20号)第21条第3項
- (5) 廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成17年条例第1号)第21条第3項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴い、関係条例について必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第15号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「789人」を「800人」に改め、同表8の項を削り、同表合計の項中「1,090人」を「1,075人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症への的確な対応、新たな行政課題への対応及び次代を見据えたまちづくりに重点的・戦略的に取り組むための体制整備並びに水道事業の広島県水道広域連合企業団への参加に伴い、条例で定める職員の定数を改めるため、この条例案を提出するものである。



議案第16号

廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本太郎

## 廿日市市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市財政状況の公表に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「廿日市市広報に登載してこれを」を「廿日市市広報への登載又は廿日市市ホームページへの掲載により」に改め、同条第2項中「前項の廿日市市広報」を「財政状況の写し」に、「発行」を「公表」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市の財政状況について、より分かりやすく、より広く市民へ周知を図ることを目的として、その公表方法に、新たに市ホームページへの掲載による方法を追加するため、この条例案を提出するものである。



議案第17号

廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の一部を改正する条例

廿日市市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和  
55年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、学校施設の財産処分手続に伴い積み立てた基金については、  
学校施設整備に要する経費に充てる場合に限り処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校施設の財産処分手続において国庫納付の必要が生じないよう、当該手続に伴い積み立てた基金については、学校施設整備に要する経費に充てる場合に限り処分できることとすることを定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第18号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 廿日市市墓地等設置及び管理条例

第1条中「廿日市市墓地」の次に「及び納骨堂（以下「墓地等」という。）」を加える。

第2条中「墓地」を「墓地等」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供する目的以外に使用することはできない。

第5条第1項中「合葬墓」の次に「並びに納骨堂」を加え、同条第2項中「墓地」を「墓地等」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 納骨堂 5年

第6条第2項中「前項第2号」の次に「及び第4号」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項第4号に掲げる施設に係る使用期間の更新は、使用期間を通算して20年を超えることができない。

第7条第1項第1号ただし書中「埋蔵」の次に「し、又は収蔵」を加え、同項第5号及び同条第2項第3号中「又は樹木葬墓」を「若しくは樹木葬墓又は納骨堂」に改める。

第9条第1項第4号中「又は樹木葬墓」を「若しくは樹木葬墓又は納骨堂」に改める。

第10条第1項中「墓地」を「墓地等」に改め、同条第2項中「以下「代替墓地」を「次項において「代替墓地等」に改め、同条第3項中「代替墓地」を「代替墓地等」に改める。

第13条中「又は合葬墓」を「若しくは合葬墓」に改め、「限る。）」

の次に「又は納骨堂」を加える。

第15条中「樹木葬墓」の次に「並びに納骨堂」を加える。

第16条中「第三霊峯墓苑」の次に「、第三霊峯納骨堂」を加える。

第19条中「以下」の次に「この条において」を加える。

第20条第1項中「又は樹木葬墓」を「若しくは樹木葬墓若しくは納骨堂」に改め、「とき」の次に「又は納骨堂の使用者が更新許可を受けず第12条の規定により当該納骨堂を返還したとき」を加え、「又は埋蔵」を「若しくは埋蔵」に改め、「焼骨」の次に「又は納骨堂に収蔵された焼骨」を加える。

第21条第1項、第22条並びに第24条各号列記以外の部分、第1号、第2号及び第4号中「墓地」を「墓地等」に改める。

第25条第1号中「墓地」を「墓地等」に改め、同条第2号中「埋蔵等」を「埋蔵、納骨堂への焼骨の収蔵等」に改め、同条第3号中「墓地」を「墓地等」に改める。

第27条中「墓地」を「墓地等」に改める。

別表第1第三霊峯墓苑の項の次に次のように加える。

第三霊峯納骨堂	廿日市市宮内4003番地
---------	--------------

別表第2に次のように加える。

納骨堂	1体につき 5年間	10,000円
-----	-----------	---------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

第三霊峯納骨堂を設置し、その使用料等を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第1項中「自らの」を削り、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。））」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）」に改め、「次条において同じ。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、自己に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。次条において同じ。）」を加える。

第18条第2号中「カード記録事項が滅失し」を「記録又は移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体の記録の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことなどを踏まえ、コンビニエンスストア等における移動端末設備を利用した印鑑登録証明書の自動交付サービスについて必要な事項を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第20号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

## 廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年4月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の引上げを行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 2 1 号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を

確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

(廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安

全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及

び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその

他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 22 号

廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市保育園条例等の一部を改正する条例

(廿日市市保育園条例の一部改正)

第1条 廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19

条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号に」を「同条第1号に」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第

19条第2号」に改める。

(子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことなどにより、それぞれの条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 23 号

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の  
一部を改正する条例

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年  
条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の2」を「100分の5」に改める。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、  
同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公園施設の建築面積の基準の特例について政令第6条第6項に掲げる  
場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第  
4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定す  
る建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前  
条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市公園の再生及び活性化を推進することを目的として、都市公園における公園施設に係る建蔽率を緩和し、及び公募対象公園施設に係る建蔽率の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第 2 4 号

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

廿日市市小規模下水道条例（昭和 5 2 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

宮島口西団地下水道	廿日市市宮島口西二丁目 1 0 番 8 号	市長が告示する区域
-----------	--------------------------	-----------

### 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 1 2 条の規定による使用開始の届出その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

宮島口西団地汚水処理施設を小規模下水道として管理するため、この条例案を提出するものである。



議案第 25 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の  
一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年  
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める」を  
「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 次のア及びイに掲げる用途の区分に応じた区域内の区域のうち、市  
長が指定する区域（規則で定める区域を除く。）

ア 次条第1号から第4号までに規定する用途 次のいずれにも該当  
する区域

(ア) 市街化区域との境界から1キロメートルまでの区域

(イ) おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含  
む。）が敷地相互間の距離でおおむね50メートル以内の間隔で  
連たんする区域（その区域内の建築物の敷地からの距離がおおむ  
ね50メートル以内に位置する土地を含む。）

イ 次条第5号に規定する用途 ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、  
かつ、次のいずれかに該当する区域

(ア) 法第9条第3項から第7項まで及び第9項から第11項までに  
規定する用途地域の境界から100メートルまでの区域

(イ) 幅員12メートル以上の道路（建築基準法（昭和25年法律第  
201号）第42条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）  
又は農道等（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）  
第10条の3第4項第2号に規定する農道その他これに類する公  
共の用に供する道をいう。以下同じ。）の境界から50メートル  
までの区域

(2) 道路又は農道等に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の  
道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新  
たな道路に接する区域を含む。）

第2条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項第1号に規定する区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 3 前項の規定は、指定した区域の変更又は廃止について準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、この条例の施行の日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法第34条第11号の規定に基づき条例で指定する区域のうち、  
図面により表示する区域を公表することを目的として、当該区域に関する  
規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1に次のように加える。

平良丘陵地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示された平良丘陵地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「すべて」を「全て」に、「付帯」を「附帯」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同表に次のように加える。

平良丘陵地区地区整備計画区域	商業地区	<p>(1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「土砂災害防止法施行令」という。）第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは</p>	<p>1,000平方メートル。ただし、令第130条の4各号に掲げる建築物（同条第2号に掲げる建築物を除く。）の敷地として使用する場合には、この限りでない。</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、道路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家若しくはあずまや又は立体横断施設その他これに類する施設については、この限りでない。</p>
----------------	------	--	---	---

—	10分の30	—
---	--------	---

	<p>医療施設又は居住の用に供するもの</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅又は下宿</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第4号に規定する学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(6) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>		
準工業・複合用途地区(A地区)	<p>(1) 法別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅</p> <p>(3) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法施行令第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは医療施設又は居住の用に供するもの</p> <p>(4) 法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅又は下宿</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第4号に規定する学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)</p> <p>(6) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場そ</p>	1,000平方メートル。ただし、令第130条の4各号に掲げる建築物(同条第2号に掲げる建築物を除く。)の敷地として使用する場合には、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、道路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家若しくはあずまや又は立体横断施設その他これに類する施設については、この限りでない。

—	10分の20	10分の6

	の他これらに類するもの		
準工業地区	<p>(1) 法別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅</p> <p>(3) 住宅で事務所、事業所、工場、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法施行令第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは医療施設又は居住の用に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校</p> <p>(7) 法別表第2(い)項第4号に規定する図書館その他これに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2(い)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(9) 法別表第2(い)項第6号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(10) 法別表第2(い)項第6号に規定する保育所(工場又は事業所に併設するものを除く。)</p> <p>(11) 法別表第2(い)項</p>	<p>1,000平方メートル。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1,000平方メートル未満の換地(土地区画整理法第89条第1項の換地をいい、同法第98条第1項の仮換地を含む。以下同じ。)を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、165平方メートル以上であるとき。</p> <p>(2) 165</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、道路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家又はあずまやについては、この限りでない。</p>

—	10分の20	10分の6
---	--------	-------

	第7号に規定する公衆浴場	平方メートル未満
(12)	法別表第2(イ)項第8号に規定する診療所(工場又は事業所に併設するものを除く。)	の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、保留地(土地
(13)	法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4各号に掲げる建築物(同条第4号及び第5号に掲げる建築物を除く。)	区画整理法第96条第1項の保留地をいう。)その他新たに取得する土地(以下「保留地等」という。)を合わせて
(14)	法別表第2(ハ)項第3号に規定する病院	165平方メートル以上であるとき。
(15)	法別表第2(ハ)項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	(3) 令第130条の4各号に掲げる建築物の敷地として使用する
(16)	法別表第2(ニ)項第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設	とき。
(17)	法別表第2(ニ)項第4号に規定するホテル又は旅館	
(18)	法別表第2(ニ)項第5号に規定する自動車教習所	
(19)	畜舎	
(20)	法別表第2(ホ)項第2号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
(21)	法別表第2(ホ)項	

|

|

|

|

	<p>第3号に規定するカラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(22) 法別表第2(へ)項第3号に規定する劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定する建築物</p> <p>(23) 法別表第2(り)項第2号に規定するキャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(24) 店舗、飲食店等の用途に供するもの(工場又は事業所に併設するものを除く。)</p>		
工業地区	<p>(1) 法別表第2(を)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅</p> <p>(3) 住宅で事務所、事業所、工場、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法施行令第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは医療施設又は居住の用に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(6) 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>(7) 法別表第2(い)項第4号に規定する図書館その他これに類する</p>	<p>1,000平方メートル。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1,000平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、165平</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、道路境界にあつては2メートルとし、隣地境界にあつては1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家又はあずまやについては、この限りでない。</p>

—	10分の20	10分の6

	もの	方メートル以上であるとき。
(8)	法別表第2(い)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(2) 165
(9)	法別表第2(い)項第6号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、保留地等を合わせて165平方メートル以上であるとき。
(10)	法別表第2(い)項第6号に規定する保育所(工場又は事業所に併設するものを除く。)	(3) 令第130条の4各号に掲げる建築物の敷地として使用する
(11)	法別表第2(い)項第7号に規定する公衆浴場	とき。
(12)	法別表第2(い)項第8号に規定する診療所(工場又は事業所に併設するものを除く。)	
(13)	法別表第2(い)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4各号に掲げる建築物(同条第4号及び第5号に掲げる建築物を除く。)	
(14)	法別表第2(は)項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	
(15)	法別表第2(に)項第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設	
(16)	法別表第2(に)項第5号に規定する自動	

|

|

|

|

	<p>車教習所</p> <p>(17) 畜舎</p> <p>(18) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(19) 法別表第2(ほ)項第3号に規定するカラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(20) 店舗、飲食店等の用途に供するもの(工場又は事業所に併設するものを除く。)</p>		
多目的用途地区	<p>(1) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法施行令第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは医療施設又は居住の用に供するもの</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>(4) 届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第5項の届出住宅をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 法別表第2(い)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 法別表第2(い)項第7号に規定する公衆浴場</p> <p>(7) 法別表第2(に)項</p>	<p>165平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 165平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、130平方メートル以</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家又はあずまやについては、この限りでない。</p>

—	10分の20	10分の6

	<p>第2号に規定する工場（令第130条の6に規定する工場を除く。）</p> <p>(8) 法別表第2（に）項第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(9) 法別表第2（に）項第4号に規定するホテル又は旅館</p> <p>(10) 法別表第2（に）項第5号に規定する自動車教習所</p> <p>(11) 畜舎</p> <p>(12) 店舗、事務所等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(13) 危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所</p> <p>(14) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く。）</p>	<p>上であるとき。</p> <p>(2) 130平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、保留地等を合わせて1,300平方メートル以上であるとき。</p> <p>(3) 令第14各号に掲げる建築物の敷地として使用するとき。</p>	
準工業・複合用途地区（B地区）	<p>(1) 法別表第2（る）項に掲げる建築物</p> <p>(2) 土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内の建築物であつて、土砂災害防止法施行令第6条に規定する社会福祉施設、学校若しくは医療施設又は居住の用に供するもの</p>	<p>165平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 165平方メートル未満</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、バス、タクシー等の交通機関の乗降場の上家又はあずまやについては、この限りでない。</p>

—	10分の20	10分の6

(3) 学校教育法第1条に規定する学校	の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、
(4) 法別表第2(イ)項第4号に規定する図書館その他これに類するもの	その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、130平方メートル以上であるとき。
(5) 届出住宅	(2) 130平方メートル未満
(6) 法別表第2(イ)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの	の換地を建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が当該換地面積以上であり、かつ、保留地等を合わせて130平方メートル以上であるとき。
(7) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	(3) 換地を地区計画の区域外の土地と
(8) 法別表第2(イ)項第6号に規定する保育所(工場又は事業所に併設するものを除く。)	
(9) 法別表第2(イ)項第7号に規定する公衆浴場	
(10) 法別表第2(イ)項第8号に規定する診療所(工場又は事業所に併設するものを除く。)	
(11) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4各号に掲げる建築物(同条第4号及び第5号に掲げる建築物を除く。)	
(12) 法別表第2(ハ)項第3号に規定する病院	
(13) 法別表第2(ハ)項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	
(14) 法別表第2(ニ)項	

|

|

|

|

	<p>第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(15) 法別表第2(に)項第4号に規定するホテル又は旅館</p> <p>(16) 法別表第2(に)項第5号に規定する自動車教習所</p> <p>(17) 畜舎</p> <p>(18) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(19) 法別表第2(ほ)項第3号に規定するカラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(20) 法別表第2(へ)項第3号に規定する劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定する建築物</p> <p>(21) 法別表第2(り)項第2号に規定するキャバレー、料理店その他これらに類するもの</p>	<p>合わせて建築物の敷地として使用する場合であつて、その建築物の敷地面積が165平方メートル以上であるとき。</p> <p>(4) 令第130条の4各号に掲げる建築物の敷地として使用するとき。</p>	
--	--	---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物について適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例に

--	--	--

よる。

(提案理由)

平良丘陵地区地区計画の都市計画の決定を踏まえ、当該地区整備計画区域内における建築物に関する制限を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。



議案第 27 号

廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 廿日市市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年条例第14号）
- (2) 廿日市市スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第4号）
- (3) 廿日市市いきいき長寿基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年条例第2号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

廿日市市都市計画事業基金、廿日市市スポーツ振興基金及び廿日市市いきいき長寿基金に関し、所期の目的を達成し、現状では保有する現金がなく、今後の活用が見込まれないことなどから、この条例案を提出するものである。



議案第 38 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

廿日市市長 松本 太郎

次のとおり過疎地域持続的発展計画を変更する。

「

3 の (3) の表中	林道整備事業	廿日市市	
	大向長者原線		
	小川線		
	魚切線		
	頓原迫谷線		
	悪谷線		
	玖島川末線		
	太田川林業基幹線		

」

を	林道整備事業	廿日市市	に、	「 港湾施
	大向長者原線			
	小川線			
	魚切線			
	頓原迫谷線			
	悪谷線			
	玖島川未線			
	太田川林業基幹線			
	焼山3号線			
	下山線			

設整備負担金	廿日市市 (広島県)	を	港湾施設整備負担金
			港湾施設維持管理事
			宮島商工会館管理運

	廿日市市 (広島県)		に改める。
業	廿日市市		
営事業	廿日市市		

7の(2)のアに次のように加える。

- 宮島地域の子育てニーズに対応するため、既存の市立幼稚園を改修し、認定こども園を整備します。

「

7の(3)の表中

(3) 高齢者福祉施設 その他	福祉センター管理運営事業
--------------------	--------------

「

廿日市市	
------	--

を

(2) 認定こども園	保育園整備事業
(3) 高齢者福祉施設 その他	福祉センター管理運

」

	廿日市市	
営事業	廿日市市	

に改める。

」

(提案理由)

過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、林道整備事業、港湾施設維持管理事業、宮島商工会館管理運営事業及び保育園整備事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

# 総合整備計画書

広島県 廿日市市 浅原辺地  
(辺地の人口：550人、面積：7.3km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1
- (3) 辺地度点数 115点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。  
地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、令和4年4月1日現在の人口は550人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。  
また、農業従事者においても、高齢化や担い手不足が進んでおり、営農効率の維持・向上や耕作放棄地の拡大防止につながる取組が必要です。  
今回、老朽化が著しい農道本郷2号線（本郷2号橋）の橋りょう補修工事を行うことで、農作業労力の軽減等を図り、農業経営の安定化に資する取組を推進します。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和6年度まで 2年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
農道 (農道本郷2号線) 補修設計	廿日市市	8,000		8,000	8,000
補修工事	廿日市市	10,000		10,000	10,000
合 計		18,000		18,000	18,000

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第 4 0 号

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の  
変更に関する協議について

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し、  
次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）  
第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の  
一部を変更する連携協約

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約（平成 2 8 年  
4 月 1 日施行）の一部を次のように変更する。

別表中

「

地域医療提 供体制の確 保	圏域内住民が地域で安心して 生活を営めるよう、圏域内にお ける効果的・効率的な救急医療 体制づくりなど、地域医療の充 実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救 急医療体制づくりなど に主体的に取り組む。	効果的・効率的な救 急医療体制づくりなど に甲と協力して取り組 む。
---------------------	---	---------------------------------------	---

」

を

「

地域医療提	圏域内住民が地域で安心して	効果的・効率的な救	効果的・効率的な救
-------	---------------	-----------	-----------

供体制の確保	生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
地域包括ケアの推進	圏域内の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、ケアマネジメンツの質向上など、地域包括ケアの推進に取り組む。	ケアマネジメンツの質向上などに主体的に取り組む。	ケアマネジメンツの質向上などに甲と協力して取り組む。

に改める。

#### 附 則

この連携協約は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、広島市と協力して実施し、相互に連携を図る取組を追加するため、当該連携協約を変更することに関し、同市と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第41号

財産を支払手段として使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を支払手段として使用することについて、市議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 支払手段として使用する財産  
種別 債権  
細目 未来物流産業団地造成事業により完成した宅地を売却する際に生じる売買代金支払請求権
- 2 支払に充てる金額 4,780,000,000円
- 3 相手方 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
西松建設株式会社  
代表取締役 高瀬 伸利

(提案理由)

未来物流産業団地造成事業に要する費用の一部の支払に当たり、未来物流産業団地造成事業により完成した宅地を売却する際に生じる売買代金支払請求権を支払手段として使用するため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第42号

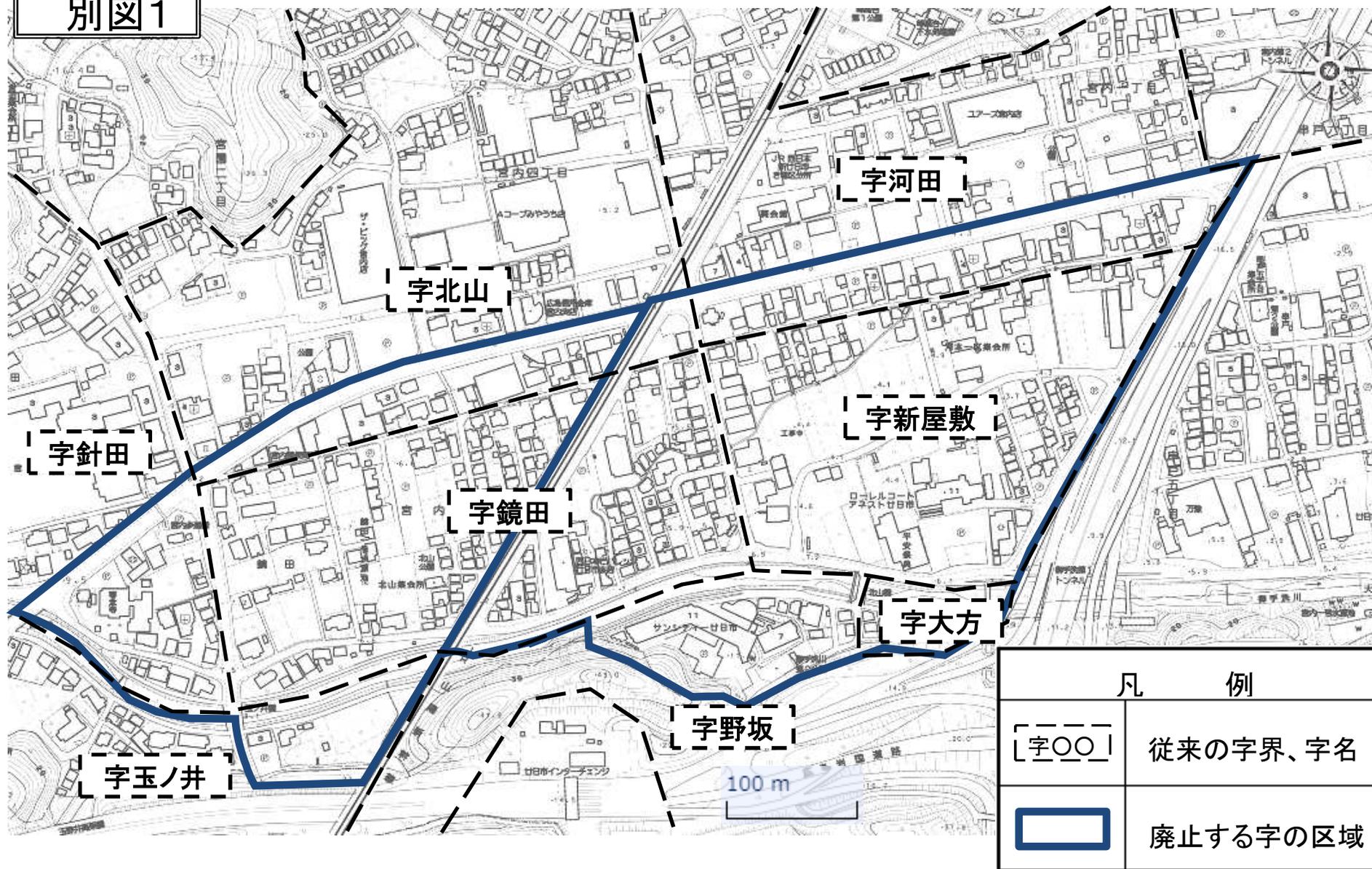
### 字の区域の廃止及び町の区域の設定について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、廿日市市の別図1に示す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図2に示す町の区域を新たに画することについて、市議会の議決を求める。

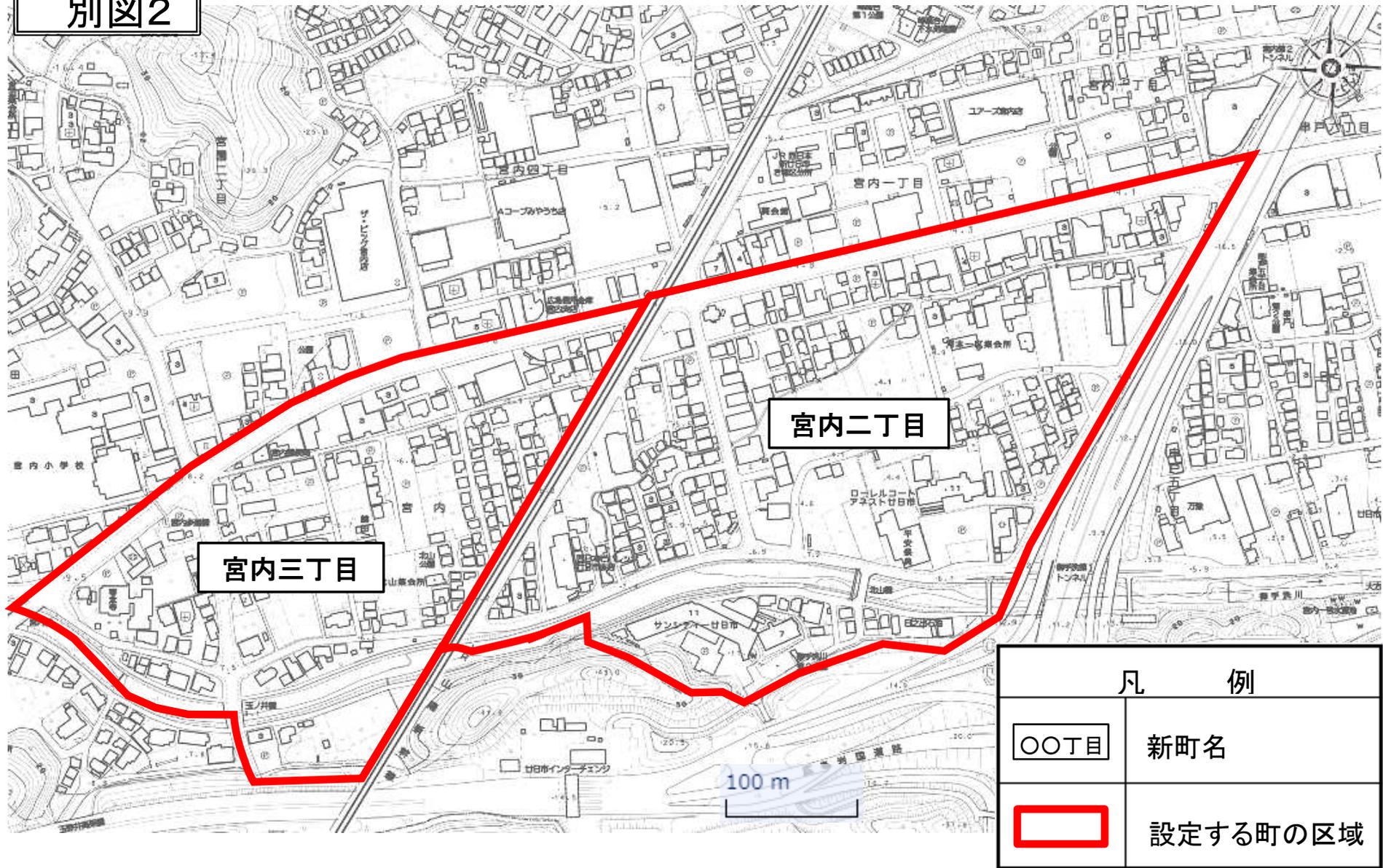
令和5年2月22日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

別図1



別図2



(提案理由)

宮内地区の一部について、住居表示を実施することに伴い、字の区域を廃止し、町の区域を新たに画するため、市議会の議決を求めるものである。

## 議案第43号

### 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

廿日市市長 松本 太郎

#### 1 市道路線の認定

番号	認定路線名	起 点	終 点
1440	二重原線	廿日市市上平良字二重原485番1地先	廿日市市上平良字大迫10044番1地先
1441	新開堤防1号支線	廿日市市串戸二丁目4825番8地先	廿日市市串戸二丁目4825番14地先
2198	河津上中組2号線	廿日市市河津原字上中組622番3地先	廿日市市河津原字上中組608番2地先

#### 2 市道路線の廃止

番号	廃止路線名	起 点	終 点
2198	河津上中組2号線	廿日市市河津原字上中組622番3地先	廿日市市河津原字上中組617番2地先

(提案理由)

事業計画のある新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 4 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 水 中 誠 三

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員水中誠三の任期が、令和5年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 4 5 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）  
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命す  
ることについて、市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 片 嶋 学

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員片嶋学の任期が、令和5年3月10日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 向井田 さつき

(提案理由)

人権擁護委員松浦伸二の任期が、令和5年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。